

議案第56号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた

部分（追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改	正	後	改	正	前
(委託手数料) 第23条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託をした者から収受する委託手数料の額を定めるときは、あらかじめその内容を知事に届け出なければならない。 <u>当該委託手数料の額を変更しようとするときも同様とする。</u> 2 卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。 3 知事は、第1項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。	(委託手数料の額の制限) 第23条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託をした者から収受する委託手数料を、受託水産物の卸売金額に100分の5を乗じて得た金額以内の額としなければならない。		(委託手数料以外の報償の収受の禁止)		

第24条 削除

第24条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託をした者から前条に規定する委託手数料以外の報償を受けてはならない。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。